



島根県報

令和6年4月26日（金）

号外 第 5 1 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始（3件）	（ ” ）	4

告 示

島根県告示第316号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年4月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	松江鹿島美保関線	松江市美保関町片江1000番4地先から同1022番1地先まで	前	A	メートル 6.16～ 17.00	メートル 100.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消
				B	13.12～ 21.61	87.00	
			後	A	13.12～ 21.61	87.00	

島根県告示第317号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年4月26日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	市木井原線	邑智郡邑南町矢上7104番11地先から同7106番10地先まで	前	メートル 21.10～ 32.60	メートル 52.30	県央県土整備事務所 災害防除工事
			後	32.60～ 41.20	52.30	

島根県告示第318号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年4月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	松江市東長江町977番4地先から同町1番11地先まで	メートル 127.00	令和6年 4月26日	松江市土整備 事務所	

島根県告示第319号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年4月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	485号	松江市美保関町七類3061番1地先から同1838番2地先まで	メートル 91.30	令和6年 4月26日	松江県土整備 事務所	
〃	〃	松江市美保関町七類3061番1地先から同番6地先まで	20.50	令和6年 4月26日		

島根県告示第320号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年4月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	西ノ島海士線	隠岐郡西ノ島町大字宇賀719番1地先から同775番1地先まで	メートル 65.24	令和6年 4月26日	隠岐支庁県土整備局	